

蚕糸絹文化学習教育奨励褒賞規程

(目的)

第1条 蚕、生糸、絹織物、絹製品等に関係する日本の伝統文化の維持・発展を図るためには、これらの蚕糸絹文化を学ぶ集団的取組が有力であり、このような活動を奨励するため、本規程の定めるところにより、褒賞を行う。

(対象)

第2条 本賞は、蚕の飼育、繰糸、製織、染色、繭クラフト等の蚕糸絹文化に関する組織的な学習活動を、概ね10年以上継続的に実施している小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等の教育機関若しくは公民館等の地域住民学習機関又はこれらの活動を支援・奨励する機関のうち、当該活動が記録されており、かつ、蚕糸絹文化の普及啓発に貢献していると認められる者に贈与するものとする。

(選考)

第3条 表彰すべき対象は、蚕糸褒賞等選考委員会で選考し、理事会に諮って決定する。

(賞記)

第4条 本賞の賞記は会頭名とし、具体的な褒賞名は、受賞の対象となった取組の実態を表す名称とし、会頭がその名称を決定する。

(褒賞名例)

「蚕を学ぶ」奨励賞

「染織を学ぶ」奨励賞

(副賞等)

第5条 本賞の受賞者には、賞状及び賞牌を贈与する。また、会頭は、賞金又は図書カード等の副賞を、実情に応じ毎年度当該事業費予算の範囲において付与することができる。

附 則

この規程は、平成26年6月12日から施行する。